

情報公開規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人アグリオープンイノベーション機構（以下「機構」という。）の保有する情報の公開に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「文書」とは、機構の役員及び職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、機構の役職員が組織的に用いるものとして、機構が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

2 この規程において、「開示」とは、第5条から第18条までに定めるところにより、文書について閲覧、視聴、写しの交付等を行うことをいう。

(解釈及び連用)

第3条 機構は、この規程の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正な申出及び使用)

第4条 この規程の定めるところにより文書の開示を申し出ようとする者は、情報公開条例の趣旨にかんがみ、適正な申出に努めるとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(文書の開示の申出ができる者)

第5条 何人もこの規程に定めるところにより、機構に対し、その保有する文書の開示を申し出ることができる。

(開示申出の手続)

第6条 前条の規定による開示の申出（以下「開示申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書開示申出書（様式第1号。以下「開示申出書」という。）を機構に提出してするものとする。

- (1) 開示申出をする者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 文書の名称その他の開示申出に係る文書を特定するに足りる事項
- (3) その他機構が別に定める事項

2 機構は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、開示申出者が補正を行わない場合には、当該開示申出に応じないことができる。

(文書の開示義務)

第7条 機構は、開示申出があつたときは、開示申出に係る文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている合を除き、開示申出者に対し、当該文書を開示するものとする。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が機構の役職員又は公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員又は公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、地方公共団体及び機構自身を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (5) 機構、国の機関及び地方公共団体の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは円滑な意思決定が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 機構、国の機関又は地方公共団体の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、機構、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究事業に関し、その遂行に支障を及ぼすおそれ
 - エ 公にすることにより機構における適正な人事管理の確保に支障を及ぼすおそれ

（部分開示）

第 8 条 機構は、開示申出に係る文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示申出に係る文書に前条第 2 号に規定する情報（特定の個人を識別することができるもの

に限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 機構は、開示申出に係る文書に非開示情報(第7条第1号に規定する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該文書を開示することができる。

(文書の存否に関する情報)

第10条 開示申出に対し、当該開示申出に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるときは、機構は、当該文書の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する措置)

第11条 機構は、開示申出に係る文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示申出者に対し、文書開示決定通知書(様式第2号)又は文書部分開示決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。ただし、開示申出があった場合において、直ちに開示申出に係る文書の全部を開示するときは、口頭で行うことができる。

2 機構は、開示申出に係る文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る文書を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示申出者に対し、文書非開示決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(理由の記載等)

第12条 機構は、前条各項の決定(開示申出に係る文書の全部を開示する旨の決定を除く。)をしたときは、当該決定をした根拠規定及び当該規定を適用した理由を同条各項の書面に記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第13条 第11条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示申出があった日から起算して15日以内にするものとする。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、機構は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、機構は、開示申出者に対し、遅滞なく、開示決定等期間延長通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(第三者保護に関する手続)

第14条 開示申出に係る文書に機構、国、地方公共団体及び開示申出者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記載されているときは、機構は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者の意見を聴くことができる。

2 前項に規定する場合において、当該情報が第7条第2項イ又は第3号ただし書の規定に該当すると認められるとき、又は第9条の規定により開示しようとするときは、機構は、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、意見照会書(様式第6号)により通知して、開示決定等に係る意見書(様式第7号)を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が

判明しない場合等相当の理由があるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により第三者の意見を聴き、又は前項の規定により第三者から開示決定等に係る意見書の提出を受けた場合において、開示決定をするときは、機構は、当該第三者に対し、開示決定をした旨の通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（文書の開示の実施方法）

第15条 文書の開示は、機構の事務所において行うものとする。

2 文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による文書の開示にあつては、機構は、当該文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（他制度との調整）

第16条 法令等の規定により、文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は文書の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる等の場合における当該文書の開示については、当該法令等の定めるところによる。

（費用負担）

第17条 文書の開示については、開示申出者に対し、別に定めるところにより、費用の負担を求める。

（異議の申出等）

第18条 開示決定等に不服がある者は、機構に対して書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

2 前項の異議申出は、開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない

3 機構は、異議申出があったときは、遅滞なく静岡県知事と協議し、当該異議申出の対象となった開示決定等について再度検討を行い、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。

（静岡県知事への説明等）

第19条 機構は、静岡県知事から、前条第3項の規定による協議を行うために必要と認められる文書の閲覧、機構の役職員に対する意見聴取等を求められた場合には、これらに応じるものとする。

（情報提供）

第20条 機構は、県民が機構に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう情報提供に努めるものとする。

（文書の管理）

第21条 機構は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、文書を適正に管理するものとする。

（適用除外）

第22条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号）その他の法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されないこととされた文書については、こ

の規程の規定は、適用しない。

(委任)

第 23 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。